

報告第3号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第5号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年5月23日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額を定めることについて

幕別町は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

1 理由

令和7年3月31日午後3時40分頃、幕別町新町122番地の7の幕別町図書館駐車場において、町職員が運転する公用車が停車位置から左前方に発進し、切り返すために後退したところ、同駐車場内に停車していた相手方車両の右側前方のバンパー及びナンバープレートに接触し、損傷を与える事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものとする。

2 損害賠償額

3 4 7 , 7 2 7 円

3 損害賠償の相手方

町内在住の方